

受益者負担金（分担金）制度

① 受益者負担金（分担金）とは

公共下水道施設や農業集落排水施設が整備された地域は、未整備地域に比べて環境改善、公衆衛生の向上等による土地の資産価値の増加をはじめ、様々なメリットがあります。

このことから分かるように公共下水道施設は、道路等の公共施設とは違い、受益の範囲が限定されているため、その建設費をすべて公費（税金等）で賄うことは公費負担の公平性を欠きます。そのため直接利益を受ける人（受益者）にその建設費の一部を負担（分担）して頂いております。

合志市においても、「都市計画法第 75 条」及び「地方自治法第 224 条」の規定に基づいた条例により、これから下水道を使用しようとする土地に対して、1 ㎡あたり 330 円を受益者負担金（分担金）として一度限り負担していただいております。

② 負担金（分担金）を納める方法

受益者負担金（分担金）は、原則として一括納入ですが、申告書の納付方法欄で「分割」を選択されると分割納入もできます。納付書は、各受益者あてに郵送しますので、最寄りの金融機関にてお支払いいただくことになります。

尚、分割納入を選択された場合の利息は発生いたしません。

※事業所については原則として一括納入をお願いしております。

《取扱金融機関》

菊池地域農業協同組合本・支所及び合志市役所内派出所

肥後銀行 本・支店 熊本県信用組合 本・支店

熊本銀行 本・支店 熊本信用金庫 本・支店

熊本第一信用金庫 本・支店 熊本中央信用金庫 本・支店

九州管内の郵便局（沖縄県を除く）

分割納付を選択された方には、口座振替をお勧めしています。

③ 負担金（分担金）の減免

賦課対象区域内の土地は全て対象になりますが、公共の用に供している私道や、自治会が運営する集会所の敷地等その状況により減免を受けることができます。

下記の「減免の対象となる土地」に該当する場合は、『受益者負担金（分担金）減免申請書』を提出していただきます。

減免の対象となる土地	減免の割合
国・県・市が所有し、使用している土地	0～100 %
公共の用に供している私道	100 %
神社・寺院・教会等が使用する土地	75～100 %
公・私立学校、幼稚園又は社会福祉施設用地	75 %
公民館等集会所の敷地	100 %
消防団の所有又は使用に係る土地	100 %

④ 負担金（分担金）の猶予

賦課対象土地であっても、農地等の土地状況又は、災害等によって納付が困難になった場合等には、負担金（分担金）の徴収を猶予する措置があります。

下記の「猶予対象事由」に該当する場合は、『受益者負担金（分担金）徴収猶予申請書』を提出していただきます。

猶予対象事由	猶予期間	猶予額・摘要
1. 生活困窮のため直ちに負担金を納付することが困難であると認められる受益者	市長が認める期間	申請額 被保護証明書要
2. 田、畑、山林その他これに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く）に係る受益者	宅地化まで猶予	申請額 現況確認
3. 下水道を使用できる建物が建っていない土地に係る受益者	下水道を使用しようとする建物が建つまで	申請額 現況確認
4. 一筆が 700㎡を超える土地についてその 700㎡を超える面積に係る受益者 <u>但し、法人化された事業所については除く。</u>	その土地に別棟で下水道を使用しようとする新しい建物が建つまで	申請額 現況確認
5. 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	被害の程度に応じ2年を限度とし、市長が認める期間	申請額 罹災証明書 添付
6. 係争中の土地	所有者が確定するまで	全額

申告書記入上の注意事項

1. 同封の申告書用紙に記載してある土地の所在・地目・面積に間違いなければ右上の欄に住所・氏名・電話番号を記入・押印の上返送願います。
(申告書の地目・面積は、法務局の地積測量図等を提出していない限り、市税務課に登録してある内容と同一になります。)

2. 地目・面積等が間違っていれば訂正の上、返送して下さい。

なお、申告書を返送されず、かつ、連絡のない場合は、賦課する土地の面積等に間違いのないものとみなし、受益者として決定し、受益者負担金(分担金)を賦課いたしますので、御了承ください。

3. 減免、猶予については、裏面の③、④の欄に該当する土地が対象になります。
猶予に該当すると思われる場合は、御連絡いただければ、猶予申請書をお送りいたしますので、猶予申請書用紙に住所、氏名を記入押印の上、申告書と一緒に返送願います。減免に該当すると思われる場合も、下水道課までご連絡ください。
現地調査等による確認の上、減免又は、猶予の判断をします。

4. 納付方法欄は、申告書左下の欄の一括又は分割のどちらかを○で囲んでください。

納付方法が選択されていない場合、分割支払として計算させていただきます。

※詳細については、裏面「受益者負担金(分担金)制度」をご覧ください。

申告書に印字されている受益者は、その土地の名義人です。負担金(分担金)を支払う人が、名義人と違う場合は、申告書の右側の土地所有者以外の受益者の欄に住所、氏名、押印をして返送してください。

今後の予定について

受益者申告書を受領後、確認の上、受益者負担金(分担金)決定通知書及び納付書を送付する予定です。

受益者負担金(分担金)の納入方法

計算された負担金(分担金)を納入する方法には、一括納付と分割納付とがあります。

① 一括納付の場合 → 負担金(分担金)納入後、10%の報奨金が交付されます。

② 分割納付の場合 → 5年間50回分割までできます。(利子は付きません。)
※報奨金は交付されません。
【年10回(6月から翌年3月まで)×5年間】

※分割納付の年10回分をまとめて納付するなど、ご相談に応じます。

事業所については原則として一括納入をお願いしております。

※ 受益者負担金(分担金)の額 土地面積1㎡当たり 330円

※申告についてご不明な点は、下記へお問い合わせ下さい。

861-1195

合志市竹迫2140番地

合志市水道局 下水道課 電話(096)248-1159(直通)